

3 同族関係者の範囲（評価通達 188 関係）

(1) 法人税法関係法令の改正の概要

平成 18 年度の法人税法関係法令の改正により、同族会社であるかどうかを判定する際の「特殊の関係のある法人」については、判定をしようとする会社の株主である個人又は法人が「他の会社を支配しているかどうか」により判定することとされ、発行済株式数の 50%超保有の基準のほかに、議決権の数による判定が加えられた。

具体的には、次に掲げる議決権のいずれかにつき、その総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を有する場合には、「他の会社を支配している場合」に該当することとなる（法人税法施行令 4 ③二）。

- イ 事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権
- ロ 役員の選任及び解任に関する決議に係る議決権
- ハ 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権
- ニ 剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権

なお、この改正は、平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されることとなる。

(2) 評価通達との関係

評価通達 188（（同族株主以外の株主等が取得した株式）の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、課税時期における株主の 1 人及びその同族関係者（法人税法施行令第 4 条（同族関係者の範囲））に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。）^(注)の有する議決権割合によって判定することとしている。

しかし、法人税法関係法令の改正により、特殊の関係のある法人については、改正前の発行済株式数の 50%超保有の基準のほかに、議決権の数による判定が加えられたため、課税時期が平成 18 年 4 月 1 日以後の場合に、取引相場のない株式を取得した株主が「同族株主」に該当するかどうかを判定する際の同族関係者の範囲をどうするかという疑義が生じる。

（注）特殊の関係のある法人の判定に当たっては、平成 13、14 年の商法改正に伴う単元株制度の創設や株式の多様化に対応するため、平成 15 年の評価通達の改正により、法人税法施行令第 4 条第 2 項中の「株式の総数」は「議決権の数」と、「発行済株式の総数」は「議決権総数」と、「数の株式」は「数の議決権」と読み替えることとしている。

(3) 経過的な判定方法

平成 18 年中に相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式の評価に当たって、「同族株主」の判定をする場合においては、平成 18 年度の法人税法関係法令改正前の法人税法施行令第 4 条に基づき判定する。

（参考）

上記「同族関係者の範囲」以外にも、平成 18 年度の法人税法関係法令の改正により、「使用人兼務役員とされない役員」についても改正が行われている（法人税法施行令 71）。

この改正により、同令に条項ずれが生じているため、評価通達 178 の注書き及び同 188 の(2)にある

「法人税法施行令第71条第1項第1号及び第3号」は、平成18年度の法人税法関係法令改正後の「法人税法施行令第71条第1項第1号、第2号及び第4号」となる。